

令和4年第8回

# 札幌市教育委員会会議録

※ 非公開に係る議案（議案第2号）を除く

## 令和4年第8回教育委員会会議

1 日 時 令和4年5月10日(火) 13時30分～13時45分

2 場 所 STV北2条ビル4階 教育委員会会議室

3 出席者

教 育 長	檜 田 英 樹
委 員	阿 部 夕 子
委 員	佐 藤 淳
委 員	石 井 知 子
委 員	道 尻 豊
教育次長	竹 村 真 一
生涯学習部長	木 村 良 彦
学校施設担当部長	池 田 秀 利
学校教育部長	長谷川 正 人
教育課程担当課長	伊 達 峰 史
高等学校担当係長	牧 野 弘 幸
児童生徒担当部長	廣 川 雅 之
教職員担当部長	三戸部 文 彦
総務課長	前 田 憲 一
庶務係長	上 野 千 沙
書 記	福 山 雄 基

4 傍聴者 2名

5 議 題

議案第1号 札幌市教科用図書選定審議会に対する諮問について

議案第2号 札幌市教科用図書選定審議会委員の任命又は委嘱について

## 【開 会】

○**檜田教育長** これより、令和4年第8回教育委員会会議を開会いたします。

本日の会議録の署名は、阿部夕子委員と石井知子委員にお願いいたします。なお、中野倫仁委員からは、所用のため会議を欠席される旨、ご連絡をいただいております。

本日の議案第2号は、附属機関の委員の任免に関する事項でございます。

教育委員会会議規則第14条第3号の規定により公開しないこととしたいと存じますが、いかがでしょうか。

(「はい」と発言する者あり)

○**檜田教育長** それでは、議案第2号は公開しないことといたします。

## 【議 事】

◎**議案第1号** 札幌市教科用図書選定審議会に対する諮問について

○**檜田教育長** それでは、議事に入ります。

議案第1号「札幌市教科用図書選定審議会に対する諮問について」です。

事務局からの説明に入る前に、教科書採択の任を負っている私たちは、札幌市の教科書採択の公正・中立性をしっかりと確保しなければなりませんので、委員の皆様へ、改めて確認させていただきたいことがあります。

委員の皆様の三親等以内の親族に、教科用図書発行会社に勤務されている方がいらっしゃらないこと、及び特定の組織や団体あるいは会社等から、働きかけや影響力の行使、また、圧力等はないということによろしいでしょうか。

(「はい」と発言する者あり)

○**檜田教育長** ただいま、皆様方から、三親等以内の親族に、教科用図書発行会社に勤務されている方はいないこと、及び影響力の行使や圧力等はなかったという回答をいただきましたので、教育委員会による審議は、教科書採択の公正・中立性を確保し得るものであると判断いたします。

それでは、議案第1号の審議に入ります。事務局から説明をお願いします。

○**学校教育部長** 学校教育部長の長谷川でございます。

議案第1号の「札幌市教科用図書選定審議会に対する諮問」ご説明いたします。

札幌市では、教科用図書の選定を公正に行うため、条例に基づく附属機関であります「札幌市教科用図書選定審議会」を設置しており、教育委員会の諮問により、調査研究を行っております。

本年度は、令和5年度から使用する高等学校・中等教育学校後期課程用、特別支援教育用の教科用図書の採択替えを行う必要がございますので、審議会でこれらの教科用図書の調査研究を行っていただき、教育委員会に答申をいただくことといたします。

本案は、教科用図書採択を行うのに必要な調査研究を、審議会に対して諮問することについて、お諮りするものでございます。

本題に入ります前に、まずは、本年度に行う教科用図書採択についてご説明いたします。

議案の「概要」のインデックスのページをご覧ください。

最初に、教科用図書の採択の種別についてです。「1」にありますとおり、小学校用、中学校用、高等学校用、特別支援教育用の4種類に大別できます。

なお、中等教育学校につきましては、前期課程は、その教育の成果を他の市立中学校の課題探究的な学習の充実に生かしていくことも大きな意義の一つであることから市立中学校と同一の教科用図書を使用するものとし、中学校用に含まれることとします。

また、後期課程は、他の市立高等学校と同じく採択することとしているため、高等学校用に含まれることとします。

次に、採択替えの周期についてです。

「2」にありますとおり、小学校と中学校は法令の定めにより原則4年ごと、法令による定めのない高校と特別支援教育は原則毎年、採択替えを行っております。

次に、本年度行います、令和5年度から使用する教科書の採択についてです。

「3」にありますとおり、小学校については、令和元年度に採択替えを行ったことから、現在使用しているものと同じものを引き続き採択することといたします。

中学校については、前回、令和2年度に全科目の採択替えを、令和3年度に社会（歴史的分野）の採択替えを行ったことから、現在使用しているものを引き続き採択することといたします。

最後に、高等学校用及び特別支援教育用の教科用図書については、例年どおり採択替えを行うことといたします。

○**檜田教育長** ここまで今年度の教科書採択について、ご説明いただきましたが、ご質問、ご意見はございますでしょうか  
なければ、続けてご説明をお願いいたします。

○**学校教育部長** 続いて、「調査研究の基本方針」についてご説明いたします。  
こちらは、教育委員会が選定審議会に対し、それぞれの教科用図書について調査研究の方法や観点を示したものでございます。

まず、高等学校用及び特別支援教育用教科用図書それぞれについての「調査研究の基本方針」について、ご説明させていただきます。

議案の「高等学校」のインデックスのページをご覧ください。

「令和5年度に使用する高等学校用、中等教育学校後期課程用教科用図書の調査研究の基本方針」でございしますが、高等学校用、中等教育学校後期課程用については、「1」の「調査研究の方法」にあるとおり、各学校から出される、学校ごとの使用希望教科用図書等について、「2」にあります「調査研究の観点」により、調査研究を行っていただくものであります。

次に、「特別支援」のインデックスのページをご覧ください。

「令和5年度に使用する特別支援教育用教科用図書の調査研究の基本方針」でございしますが、特別支援教育用については、「1」の「調査研究の方法」のとおり、今後、北海道教育委員会から示される採択基準に基づきまして、北海道教育委員会が作成する「一般図書採択参考資料」の対象となっている一般図書について、「2」にあります「調査研究の観点」により調査研究を行っていただくものであります。

加えて、種目によって「一般図書採択参考資料」の対象となっていない図書についても、教科用図書の候補となるものがある場合、調査研究を行うこととしております。私からの説明は以上でございます。

○**檜田教育長** ありがとうございます。ここまで高等学校及び特別支援教育の調査研究の基本方針について、ご説明いただきましたが、ご質問、ご意見はございますでしょうか。

○**石井委員** 高等学校用教科用図書の調査研究の基本方針について、1点質問させていただきます。

調査研究の方法について、高等学校用教科書目録と教科書編修趣意書等を参考としてとあるが、「等」という言葉が入っており、特別支援教育用と比べて少

し曖昧な表現になっている印象を受けたんですが、具体的にこの2つの資料以外に、どういった資料を参考にするのか教えていただけますでしょうか。

○**高等学校担当係長** 高等学校担当係長の牧野と申します。私からご説明いたします。「等」とありますが、主に使用するのはこの2つで、目録には教科書の一覧が載っていますし、教科書編修趣意書には各出版社からより詳細な、こういう観点で編集したというものが載っています。「等」と入っているが、基本的にはこの2つがあればどういう教科書かというのはわかりますし、教科書見本というものが送られてくるので、実物を確認しながら採択することになります。

○**石井委員** わかりました。ありがとうございます。

○**檜田教育長** 他にはよろしいですか。

(「はい」と発言する者あり)

○**檜田教育長** それでは、議案第1号については提案どおり決定させていただきます。

○**檜田教育長** 議案第2号は、公開しないことといたしますので、大変恐縮ですが、傍聴の方は退席をお願いいたします。

**以下 非公開**